【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2024年8月30日

【会社名】 株式会社テクノ菱和

【英訳名】 TECHNO RYOWA LTD.

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門二丁目12番8号

【電話番号】 03 - 5978 - 2541(代表)

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区南大塚二丁目26番20号

【電話番号】 03 - 5978 - 2541

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 260,244,500円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社テクノ菱和 北関東支店

(埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目38番地1)

株式会社テクノ菱和 東関東支店 (茨城県土浦市小松一丁目 3 番33号)

株式会社テクノ菱和 横浜支店

(神奈川県横浜市都筑区大棚町3001番地2)

株式会社テクノ菱和 名古屋支店

(愛知県名古屋市熱田区一番二丁目 1番43号)

株式会社テクノ菱和 大阪支店

(大阪府大阪市北区天満二丁目7番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 種類 | |
|------|----------|---|
| 普通株式 | 180,100株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。 |

- (注) 1 2024年8月30日開催の取締役会決議によります。
 - 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
 - 3 振替機関の名称及び住所

名称:株式会社証券保管振替機構 住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | | - |
| その他の者に対する割当 | 180,100株 | 260,244,500 | - |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計(総発行株式) | 180,100株 | 260,244,500 | - |

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
 - 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株数 単位 | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| 1,445 | - | 100株 | 2024年 9 月12日 | - | 2024年 9 月12日 |

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 - 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|--------------|-------------------|
| 株式会社テクノ菱和 本社 | 東京豊島区南大塚二丁目26番20号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 | |
|-------------------|-----------------|--|
| 株式会社三菱UFJ銀行 青山通支店 | 東京都港区南青山一丁目1番1号 | |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 260,244,500 | - | 260,244,500 |

⁽注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額260,244,500円につきましては、2024年9月12日以降の諸費用支払い等の運転資金に充当する 予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(2024年8月30日現在)

| 11 | | | | | |
|--|--|----------------------|--|--|--|
| | 割当予定先 | 割当予定先 | | | |
| 名称 | 日本マスタートラスト信託銀行株 日本マスタートラスト信託銀行 式会社(役員報酬BIP信託口) 式会社(株式付与ESOP信託口) | | | | |
| 本店の所在地 | 東京都港区赤坂一丁目8番1号 | | | | |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役社長 向原 敏和 | | | | |
| 資本金 | 10,000百万円 | | | | |
| 事業の内容 | 有価証券等の管理業務、資産管理に | 系る管理業務・決済業務 | | | |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 日本生命保険相互会社 33 明治安田生命保険相互会社 10 | 5% 5% 0% 0% | | | |

b 提出者と割当予定先との間の関係(2024年8月30日現在)

| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
|----------|--|
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | 当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。 |

(役員報酬BIP信託・株式付与ESOP信託の内容)

役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」といいます。)とは、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を役位及び業績目標の達成度等に応じて、交付及び給付(以下「交付等」といいます。)する制度です。株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託(以下「ESOP信託」といい、BIP信託と併せて「本制度」といいます。)とは、米国のESOP制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の福利厚生制度の拡充を図る目的を有する制度です。

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬BIP信託契約及び株式付与ESOP信託契約(以下「各信託契約」といい、各信託契約に基づき設定される信託を「各信託」といいます。)を締結し、各信託を設定します。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として各信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先はそれぞれ「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)」・「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)」とします。

BIP信託では、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除きます。)及び委任型執行役員(国内非居住者は除きます。以下取締役と併せて「取締役等」といいます。)のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)」は、予め定める株式交付規程に基づき当社取締役等に交付等を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。

ESOP信託では、当社の雇用型執行役員(国内非居住者を除き、取締役等と併せて「制度対象者」といいます。)のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)」は、予め定める株式交付規程に基づき当社雇用型執行役員に交付等を行うと見込まれる数の当社株式を、当社から第三者割当によって取得します。

なお、各信託契約は、信託管理人である公認会計士 田村稔郎氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当につきましては、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。各信託において、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)」及び「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)」が取得した当社株式は、各信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付が行われます。

本制度は株式交付規程に従い、一定の要件を充足する制度対象者に対して、当社株式の交付を行います。当社株式の交付につきましては、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、各信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使につきましては、BIP信託は、信託期間を通じ、 議決権を行使しないものとし、ESOP信託は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従 い、当社株式の議決権を行使します。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して各信託の財産管理業務を実施します。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本制度についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本制度実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」といいます。)について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義につきましては受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

(参考)各信託契約の概要

| (1) | 制度の名称 | 役員報酬BIP信託 | 株式付与ESOP信託 | | |
|------|-------|---|--|--|--|
| (2) | 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) | | | |
| (3) | 信託の目的 | 当社取締役等に対するインセンティブ の付与 | 当社雇用型執行役員に対するインセン ティブの付与 | | |
| (4) | 委託者 | 当社 | | | |
| (5) | 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) | | | |
| (6) | 受益者 | 当社取締役等のうち受益者要件を充足 当社雇用型執行役員のうち受益者 する者 を充足する者 | | | |
| (7) | 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) | | | |
| (8) | 信託契約日 | 2024年 9 月 9 日 | | | |
| (9) | 信託期間 | 2024年9月9日~2027年9月30日 | | | |
| (10) | 議決権行使 | 行使しないものとします。 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 | | |
| | | | | | |

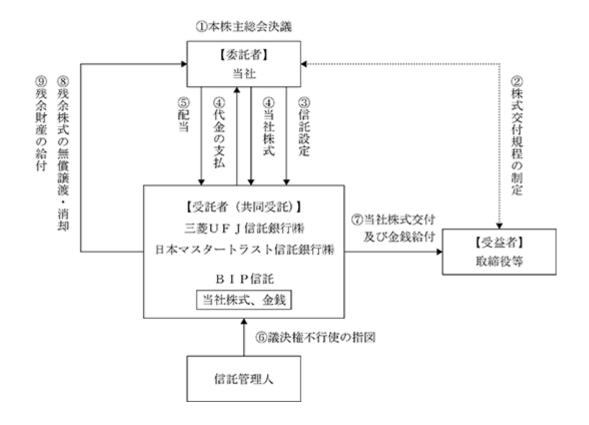
各信託から受益者に交付を行う予定の株式の総数 180,100株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

(内訳)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬 B I P信託口) 110,800株 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与 E S O P信託口) 69,300株

< 各信託の仕組み >

BIP信託の仕組み



当社は、取締役等を対象とするBIP信託の導入に関して、2024年6月26日開催の第75回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において役員報酬に係る必要な決議を得ております。

当社は、取締役会の決議により、BIP信託に関する規程として株式交付規程を制定します。

当社は、 の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役等に対する報酬の原資となる金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とするBIP信託を設定します。

BIP信託は、信託管理人の指図に従い、 で拠出された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)から取得します。BIP信託が取締役等に対する交付等の対象として取得する株式数は、 の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。

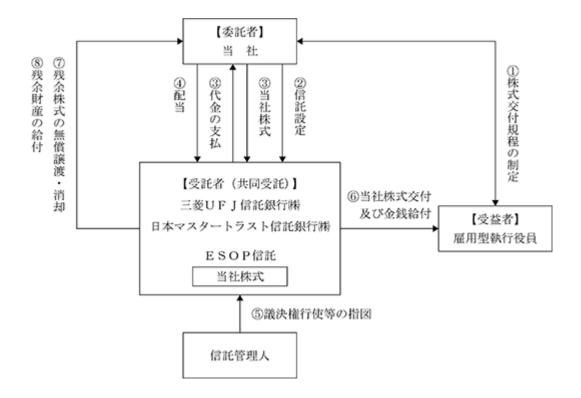
- BIP信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- BIP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

株式交付規程に従い、信託期間中、取締役等の役位及び業績目標の達成度等に応じ、取締役等にポイントが付与され、当該ポイントを累積します。取締役等は、退任時に、付与されたポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式(単元未満株式は切捨て)の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。

信託期間の満了時に生じた残余株式は、BIP信託またはこれと同種のインセンティブ・プランとしてBIP信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了によりBIP信託を終了する場合には、BIP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。

信託期間満了時に生じたBIP信託内の当社株式に係る配当の残余は、BIP信託を継続利用する場合には、株式取得資金として活用されますが、BIP信託を継続せず終了する場合には、株式取得資金の残余と信託費用準備金の合計額(以下「信託留保金」といいます。)の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託留保金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

ESOP信託の仕組み



当社は、ESOP信託の導入に際して株式交付規程を制定します。

当社は、受益者要件を充足する雇用型執行役員を受益者とするESOP信託を金銭で設定します。

ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、 で当社が拠出した金銭を原資として、信託期間内に受益者に 交付すると見込まれる数の当社株式を、当社(自己株式処分)から取得します。

ESOP信託は、当社の株主として、分配された配当金を受領します。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

当社の株式交付規程に従い、一定の要件を満たす雇用型執行役員に対して、当社株式等の交付等を行います。

信託期間の満了時に生じた残余株式は、ESOP信託またはこれと同種のインセンティブ・プランとしてESOP信託を継続利用する場合には、雇用型執行役員に対する交付等の対象となります。信託期間の満了によりESOP信託を終了する場合には、ESOP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。

信託期間満了時に生じたESOP信託内の当社株式に係る配当の残余は、ESOP信託を継続利用する場合には、株式取得資金として活用されますが、ESOP信託を継続せずに終了する場合には、株式取得資金の残余と信託費用準備金の合計額(以下「信託留保金」といいます。)の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託留保金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

c 割当予定先の選定理由

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、当社の制度対象者に対し、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として各信託の導入を決議いたしました。

各信託の導入にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、当社との取引関係及び手続コスト等を他社比較等も含めて総合的に判断した結果、各信託契約を締結することといたしました。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した各信託契約に基づき、共同受託者として各信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)」及び「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託)」が割当予定先として選定されることになります。

d 割り当てようとする株式の数

180,100株

(内訳)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬 B I P信託口) 110,800株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口) 69,300株

e 株券等の保有方針

割当予定先である「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)」及び「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)」は、各信託契約及び株式交付規程に従い、制度対象者の退任時および退職時に、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、一定の受益者要件を満たす制度対象者へ交付及び給付することになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月報告書を受け入れ、確認する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)」及び「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)」が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から各信託に拠出される当初信託金を、処分期日において信託財産内に保有する予定である旨、各信託契約により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬 B I P信託口)」及び「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与 E S O P信託)」は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、各信託契約に従って定められた議決権行使の指図に従い当社株式の議決権を行使するなどの具体的信託事務を担当いたします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者である当社と受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が協議の上、選任するものとします。

なお、各信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 田村稔郎氏とします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員等が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことにつきましては、各信託契約において確約をしております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込金額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日(2024年8月29日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,445円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

なお、上記払込金額につきましては、監査等委員である取締役(3名、うち2名は監査等委員である社外取締役)が、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に当社の制度対象者に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数22,888,604株に対し0.78%(小数点第3位を切り捨てて表示、2024年3月31日現在の総議決権個数210,003個に対する割合0.85%)と小規模なものです。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社取締役等及び雇用型執行役員に交付が行われることから、流通市場への影響は軽微であると考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合(%) | 割当後の 所有株式数 (千株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%) |
|--|---|---------------|-----------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|
| テクノ菱和取引先持株会 | 東京都豊島区南大塚 2 - 26 - 20 | 2,206 | 10.50 | 2,206 | 10.41 |
| 三菱重工サーマルシステムズ 株式会社 | 東京都千代田区丸の内3 - 2 - 3 | 1,424 | 6.78 | 1,424 | 6.72 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1 | 971 | 4.62 | 971 | 4.58 |
| 株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カ ストディ銀行) | 東京都千代田区大手町1 - 5 - 5 (東京都中央区晴海1 - 8 - 12) | 971 | 4.62 | 971 | 4.58 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 東京都千代田区大手町2-6-4 | 816 | 3.88 | 816 | 3.85 |
| 株式会社名古屋銀行 | 愛知県名古屋市中区錦3 - 19 - 17 | 738 | 3.51 | 738 | 3.48 |
| 明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カ ストディ銀行) | 東京都千代田区丸の内 2 - 1 - 1 (東京都中央区晴海 1 - 8 - 12) | 734 | 3.49 | 734 | 3.46 |
| テクノ菱和従業員持株会 | 東京都豊島区南大塚 2 - 26 - 20 | 725 | 3.45 | 725 | 3.42 |
| 株式会社京葉銀行 (常任代理人 日本マスタート ラスト信託銀行株式会社) | 千葉県千葉市中央区富士見 1 - 11 - 11 (東京都港区赤坂 1 - 8 - 1) | 723 | 3.44 | 723 | 3.41 |
| 重田 康光 | 東京都港区 | 640 | 3.05 | 640 | 3.02 |
| 計 | - | 9,951 | 47.38 | 9,951 | 46.98 |

- (注) 1.2024年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
 - 2.株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割合は小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。
 - 3.上記のほか当社保有の自己株式1,849,158株(2024年3月31日現在)は、割当後1,669,058株となります。ただし、2024年4月1日以降の単元未満株式の買取・買増分は含んでおりません。
 - 4.割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2024年3月31日現在の総議決権数(210,003個)に本自己株式処分により増加する総議決権数(1,801個)を加えた数で除した数値です。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第75期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第75期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を2024年7月1日に関東財務局長に提出しております。

(2024年7月1日提出臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2024年6月26日開催の第75回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法 第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提 出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日 2024年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき32円

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、黒田英彦、加藤雅也、大石勉、袴田一博、鈴木俊夫、田中雅敏及び佐古麻衣子を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、大島浩司を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、三森仁を選任するものであります。

第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く)及び執行役員(委任型執行役員であり、国内非居住者を除く)を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う業績連動型株式報酬制度を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の 賛成割 | 結果及び 削合(%) |
|---------|------------|------------|------------|---------------------|------------|---------------|
| 第1号議案 | 161,142 | 699 | 0 | (注) 1 | 可決 | 96.59 |
| 第2号議案 | | | | | | |
| 黒 田 英 彦 | 150,221 | 11,532 | 0 | | 可決 | 90.04 |
| 加藤雅也 | 155,419 | 6,334 | 0 | | 可決 | 93.16 |
| 大 石 勉 | 160,737 | 1,015 | 0 | 冷土)? | 可決 | 96.34 |
| 袴 田 一 博 | 160,749 | 1,003 | 0 | (注) 2 | 可決 | 96.35 |
| 鈴木俊夫 | 160,816 | 936 | 0 | | 可決 | 96.39 |
| 田中雅敏 | 160,764 | 988 | 0 | | 可決 | 96.36 |
| 佐古麻衣子 | 160,939 | 814 | 0 | | 可決 | 96.46 |
| 第3号議案 | | | | 冷土)? | | |
| 大島浩司 | 156,455 | 5,386 | 0 | (注) 2 | 可決 | 93.78 |
| 第4号議案 | | | | (S +) 2 | | |
| 三 森 仁 | 161,084 | 757 | 0 | (注) 2 | 可決 | 96.55 |
| 第5号議案 | 160,959 | 881 | 0 | (注) 1 | 可決 | 96.48 |

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| 右価証券報告書 | 事業年度 | 自 2023年4月1日 | 2024年 6 月28日 |
|---------|--------|--------------|--------------|
| 有個証券報告書 | (第75期) | 至 2024年3月31日 | 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月24日

株式会社テクノ菱和 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 橋 武 尚 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 村 広 樹

<連結財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノ菱和の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノ菱和及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事原価総額の見積り

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

連結財務諸表注記「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における「4 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、会社は、設備工事業に係る完成工事高の計上基準として、主に、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用している。

連結財務諸表注記「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、当連結会計年度に係る完成工事高72,521百万円のうち、この方法によって認識した収益の金額は56,805百万円である。

履行義務の充足については、工事の完成に要する総支出額である工事原価総額を見積り、工事部長による承認を受けた上で、それに対する期末までの支出額の割合を用いて算定している。したがって、完成工事高は、工事契約ごとの工事原価総額の見積りに大きく依存している。また、工事原価総額の見積りに当たっては、全ての工事契約に適用可能な画一的な判断尺度を得られにくく、重対が低格や外注費の高止まりなど工事に関する専門的知識及び実務経験を有する者による高度な判断が求められる

工事原価総額の見積りは、経営者や工事部長による判断を伴うものであり、資材価格や外注費の高止まりなどの外部環境の変化、価格交渉や工事の進捗に伴う予期し得ない設計・仕様変更による増減の結果によって工事原価総額が大幅に増減することがあることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。

監査上の対応

当監査法人は、工事原価総額の見積りの妥当性を検討するに当たり、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に関する知識、技能及び能力がより高い監査チームメンバーを配置し、主として以下の監査手続を実施した。

- (1)工事原価総額の見積りの策定手続及び承認手続を理解し、関連する内部統制の整備及び運用状況を評価するために、工事部長に対して質問を行い、回答の合理性を検討するとともに、複数の工事案件について根拠証憑及び関連する会議体の議事録を閲覧した。
- (2)当連結会計年度の工事原価総額が適時に、かつ、合理的に策定されているかどうかを評価するに当たり、工事収益総額や利益率の変動、期間進捗率と原価進捗率の相関性等に着目し抽出した一定規模以上の工事案件について、主として以下の監査手続を実施した。
- ・施工内容及び工事原価総額の内訳を理解するために、 工事責任者に対して質問を行った。また、契約書、予算 書、工程表などの関連資料を閲覧し、回答結果や資料間 の整合性を検討した。
- ・工事原価総額の見積りの合理性を確かめるために、工事原価総額の前連結会計年度における見積額と当連結会計年度における確定額又は再見積額を比較検討した。また、両者に差異があった場合、当該差異の合理性について確認するとともに、当連結会計年度の他の工事原価総額の見積りに反映すべき要因が無いかどうかを確認し、見積りが適切であるかどうかを検討した。
- ・工事利益率が、過年度の実績や会社の他の工事と比較 して著しく高い又は低い場合に、受注背景や施工内容、 過去実績の理解を前提に、資材価格や外注費の高止まり などの外部環境の変化による影響も考慮し、その要因を 分析した。
- ・工事契約の変更が生じている場合に、契約変更内容と 資材及び外注費等の増減内容を比較検討し、工事原価総 額の変更が適時に実施されており、また変更の内容が合 理的であるかどうかを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるか

どうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠 を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で 監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した 事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止 されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上 回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社テクノ菱和の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社テクノ菱和が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施 する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択 及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての 内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査 人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対し て責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

EDINET提出書類 株式会社テクノ菱和(E00225) 有価証券届出書 (組込方式)

独立監査人の監査報告書

2024年6月24日

株式会社テクノ菱和 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 橋 武 尚 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 村 広 樹

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノ菱和の2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノ菱和の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 工事原価総額の見積り | |
|---|--------------------------------------|
| 監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| 財務諸表注記「重要な会計方と、 収益事業にの計上基準」に記載のとおり、会社は、履行認識を充足するにの計上基準との見積り、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書の監査上の主要な検討事項を参照。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、 その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。